

# 能勢町公共交通空白地有償運送運営協議会設置要項

## (目的)

第1条 能勢町公共交通空白地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、公共交通空白地有償運送の適正な運営の確保を通じ、能勢町の住民福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、能勢町が別途策定する指針等のほか、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

## (協議会の構成員)

第3条 構成員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 想定される有償運送の利用者の代表
- (4) 関係する地域住民の代表
- (5) 関係する地域のボランティア団体の代表
- (6) 能勢町を営業区域に含むバス事業者の代表
- (7) 能勢町を営業区域に含むタクシー事業者の代表
- (8) 能勢町長又はその指名する職員
- (9) その他能勢町が必要と認める者

## (協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は構成員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。

- 5 協議会は構成員の過半数が出席しなければ開催出来ない。
- 6 協議会の議事は、出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には会長が決定する。
- 7 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 9 協議会の庶務は、能勢町総務部まちづくり活性課において処理する。

#### (守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに大阪運輸支局等へ申請を行うものとする。

#### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

#### 附 則

この要項は、平成18年10月23日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月31日 一部改正)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年3月29日 一部改正)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月31日 一部改正)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。